

三豊市あんしん通報サービス事業登録事業者募集要領

1 目的

この要領は、三豊市あんしん通報サービス事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、三豊市高齢者緊急通報装置貸与事業(以下「事業」という。)の登録事業者の申請及び登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業の概要等

(1) 業務名称

三豊市あんしん通報サービス事業

(2) 業務内容

三豊市あんしん通報サービス事業業務仕様書のとおりとする。

(3) 登録期間

登録申請日から後記3に規定する要件に該当しなくなった場合等により登録解除となったときまで。

3 応募資格

仕様書「2 登録事業者の申請資格」のとおりとする。

4 登録申請の手続き

申請書等に関する事項

ア 担当課及び問い合わせ先

名称 三豊市健康福祉部 介護保険課
所在地 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1
電話番号 0875-73-3021
メールアドレス kaigohoken@city.mitoyo.lg.jp

※ 申請書等は三豊市ホームページからダウンロードしてください。

イ 提出方法

上記アへ郵送。または、電子メールで送付(PDF形式)

5 申請書等の提出

(1) 様式第1号 三豊市あんしん通報サービス事業者登録申請書について

ア 押印は不要です。

イ 「登録を申請する緊急通報装置(装置名)」には、装置の機種名とメーカー名を記載してください。

※ 使用する装置の画像データ(JPEG形式)を別途添付してください。

(2) 別紙1「三豊市あんしん通報サービス事業概要書」について

ア 仕様書を参照の上、記載してください。

イ 「受託実績のある地方公共団体」欄は過去3年分の実績について記載してください。

ウ 指揮命令系統が分かる組織図・人員配置図、フロー図等の添付を求めている設問には、A4サイズで添付してください。両面印刷で印刷の色は、カラー、白黒を問いません。記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述してください。

(3) その他の提出書類について

事業者の定款及び業務説明書を提出してください。

6 事業者登録に係る審査

要綱第5条第2項及び第3項のとおりとする。

7 登録事業者との契約

登録事業者として決定された事業者については、決定後、単年度での契約の締結となります。

関係資料

No.	配布資料名
1	三豊市あんしん通報サービス事業者登録事業者募集要領
2	三豊市あんしん通報サービス事業業務仕様書
3	三豊市あんしん通報サービス事業実施要綱

No.	提出書類
1	様式第1号 三豊市あんしん通報サービス事業者登録申請書
2	別紙1 三豊市あんしん通報サービス事業概要書
3	定款及び業務説明書